

## はままつ式 30 人学級編制実施に関する要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、浜松市立の小学校（以下「学校」という。）が行うはままつ式 30 人学級編制（以下「30 人学級編制」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、30 人学級編制とは、学級の平均人数が 30 人を超える場合において実施するものをいう。その実施方法については、次の各号のいずれかに定めるところによる。

- (1) 1 学級 30 人以下の学級編制の実施
- (2) 市費常勤講師（以下「講師」という。）の配置

### (目的)

第 3 条 30 人学級編制は、教員が児童一人一人にしっかりと向き合える教育環境を構築し、きめ細やかな指導を行うことにより基本的な生活習慣や学習指導の定着を図ることを目的として実施する。

### (対象)

第 4 条 30 人学級編制は、小学校 1 年生及び小学校 2 年生を対象に実施する。

### (該当校)

第 5 条 該当校は、学校長が 30 人学級編制の実施効果が期待できると判断した学校のうち、教育委員会が実施の必要性を認める学校とする。

### (該当校の規模)

第 6 条 30 人学級編制を実施することができる学校の規模は、別表に掲げる児童数に当てはまる学校とする。

### (講師)

第 7 条 実施校には、学級数増加又は少人数指導充実のための講師を配置する。

- 2 少人数指導充実のための講師は、原則として 30 人学級編制実施学年の少人数指導にあたる。
- 3 当該年度における 30 人学級編制実施に伴う講師の配置期限は 5 月 1 日までとする。

### (関係課等の所掌事務)

第 8 条 30 人学級編制を実施するにあたり、関係各課は、次に掲げる事務を行う。

#### 教育総務課

- (1) 児童・生徒数及び学級数の集約。
- (2) 次年度実施予定校についての関係各課への情報提供。

#### 学校施設課

- (1) 30 人学級編制実施教室の有無又は改修の有無についての実施予定校への調査。

#### 教職員課

- (1) 人事・給与等に関する事務。
- (2) 実施校が提出する「はままつ式 30 人学級編制実施計画書」及び「はままつ式 30 人学級編制実施報告書」の取りまとめ。

### (様式)

第 9 条 この要綱の施行に必要な提出書類の様式は別に定める。

(細目)

第 10 条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

小学校 1・2 年生児童数	35 人編制学級数	1 学級の人数	30 人編制学級数	1 学級の人数
100 人以上 105 人以下	3 学級	33 ~ 35 人	4 学級	25 ~ 27 人
125 人以上 140 人以下	4 学級	31 ~ 35 人	5 学級	25 ~ 28 人
151 人以上 175 人以下	5 学級	30 ~ 35 人	6 学級	25 ~ 30 人
181 人以上 210 人以下	6 学級	30 ~ 35 人	7 学級	25 ~ 30 人
211 人以上 245 人以下	7 学級	30 ~ 35 人	8 学級	26 ~ 31 人
246 人以上 280 人以下	8 学級	30 ~ 35 人	9 学級	27 ~ 32 人

学級を増やす場合の 1 学級の人数は、25 人を下限とする。

1 学年 100 人未満の学校は、1 学級が 25 人未満となるため実施しない。

106 人 ~ 124 人、141 人 ~ 150 人、176 人 ~ 180 人は、35 人学級編制と同じ学級数となる。

211 人以上 245 人以下、246 人以上 280 人以下については、他制度との整合を図った上での児童数の設定としている。